

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <https://zensuiren.org/>
お問い合わせ info@zensuiren.org
編集・発行 椿本和幸

「流域治水」の施策のイメージ



● 目 次

令和3年度 土砂災害防止月間の実施について.....	2
江の川流域治水推進室 開所式	7
八代復興事務所 開所式	10

令和3年度 土砂災害防止月間の実施について

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

1. はじめに

国土交通省及び都道府県は、昭和57年7月の長崎豪雨災害を契機に、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を推進し、土砂災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、昭和58年から毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています(図-1)。以来、「みんなで防ごう土砂災害」をテーマに、全国の都道府県等で土砂災害防止を強力に推し進めることを目的とした、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害に関する絵画・作文の募集等を行うとともに、各地で講演会・見学会の開催、危険箇所の周知・点検、避難訓練等の各種行事を実施しています。

等の推進の3つの取り組みが重要です。また、これら3つを柱とした土砂災害対策の推進にあたっては、砂防設備等の整備における安全対策を徹底するとともに、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」によって行政と住民が常に情報を共有し、日頃から地域コミュニティにおける協力体制の維持・強化を図り、土砂災害対策の理解を深めるとともに地域防災力を向上させることが不可欠ですが、「土砂災害防止月間」における数多くの取組は、行政側、住民側双方にとって、土砂災害防止に対する意識の向上に大きく貢献しています。

2. 令和3年度重点事項

国土交通省では、平成26年8月豪雨による広島での土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正し、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務づけました。また、平成28年8月の台風第10号による災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設管理者等に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務づける等の措置を講じました。

平成29年7月九州北部豪雨では局地的・集中的に多量の流木を伴う土砂災害が、平成30年7月豪雨では広島県や愛媛県等西日本を中心とした長雨によって、昭和57年以来最大の発生数となる土砂災害が広域に発生しました。同災害では土砂と洪水の同時氾濫による土砂・洪水氾濫が発生し、社会インフラに対し甚大な被害をもたらすことで、地域住民の社会・経済活動に大きな影響を及ぼしました。また、令和元年10月の東日本台風に伴う豪雨では、東日本を中心に広域にわたり土砂災害が発生し、台風により発生した土砂災害の中では最大の土砂災害発生件数を記録しました。さらに、令和2年7月豪雨では、土砂災害の発生が全国37府県に及び、記録に残る昭和57年以降最多であった平成11年6月末の豪雨災害と並び、歴代で最も多い都道府県で土砂災害が発生した極めて広域な災害となりました(写真-1)。



(図-1) 令和3年度土砂災害防止月間ポスター

土砂災害の防止及び被害の軽減のためには、①砂防堰堤や擁壁工など砂防関係設備等の整備による土砂災害防止対策の推進、②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定による土砂災害の危険性の周知と危険箇所の増加抑制(開発抑制)、③警戒避難体制の整備や避難の実効性向上



(写真-1)

令和2年7月豪雨により長崎県佐世保市で発生した地すべり

このように近年頻発する甚大な土砂災害では、多くの自治体で土砂災害警戒情報や避難勧告等が発表され、住民同士で声をかけ合う等地域の共助により難を逃れた例もありましたが、逃げ遅れによる人的被害も多数発生しました。また、砂防施設が土砂の流出を抑止し、これにより下流域の被害を防いだ事例が複数確認されたものの、その反面、人的被害が発生した箇所の多くは砂防施設が未整備でした。このように、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、今後は、住民主体の防災対策の充実を図ることが必要となってきます。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、自らの命は自らが守るという住民意識を醸成することが必要となります。

こうした現状を踏まえ、令和3年度の土砂災害防止月間においては、幅広い広報の実施や周知の徹底、警戒避難・情報伝達体制の確認、住民参加を主とする諸行事・活動及び砂防関係工事における安全確保に重点を置き、住民や自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体等と連携を図りながら、関係団体の緊密な協力を得て、以下の施策を念頭に置いて実施するものとしています。

- ①土砂災害に対する危険性やその対策・効果の周知、対策工事実施への理解促進のため、様々な手法を活用した幅広い広報の実施
- ②様々な手法を活用した土砂災害危険箇所、土砂災害(特別)警戒区域等の周知徹底と土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に対する理解促進

- ③住民自身が的確な避難行動をとるためハザードマップや避難場所・避難経路の周知徹底
- ④ハザードマップの活用や土砂災害の発生時刻、発生形態に応じて住民自身が適時・的確な避難行動をとるため、防災訓練や防災教育の実施及びこれらを通じた防災リーダーの育成
- ⑤土砂災害警戒情報が発表された場合の都道府県から市区町村への情報伝達体制及び住民への周知方法の確認
- ⑥大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害防止法に基づく緊急情報の伝達体制及び実際に災害が発生した場合に備えた無人化施工等を活用した応急対策実施体制の確認
- ⑦防災上の配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)が利用する施設の管理者に対する土砂災害の危険性に関する周知及び警戒避難体制の整備促進
- ⑧砂防設備等の機能や効果に関する理解を深める広報の実施
- ⑨砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底
- ⑩砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、取り組みの実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、新型コロナウイルス感染防止策を講じることとします。

3. 主な実施内容

具体的には、それぞれの地域において、国、都道府県、市町村がそれぞれ連携し、以下について取り組むこととしています。

(1)土砂災害防止「全国の集い」の開催

和歌山県において、土砂災害防止「全国の集い」及び現地研修会を6月に実施することとしていましたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、土砂災害防止「全国の集い」を8月17日(火)に、現地研修会を8月18日(水)に延期する予定です。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により再度

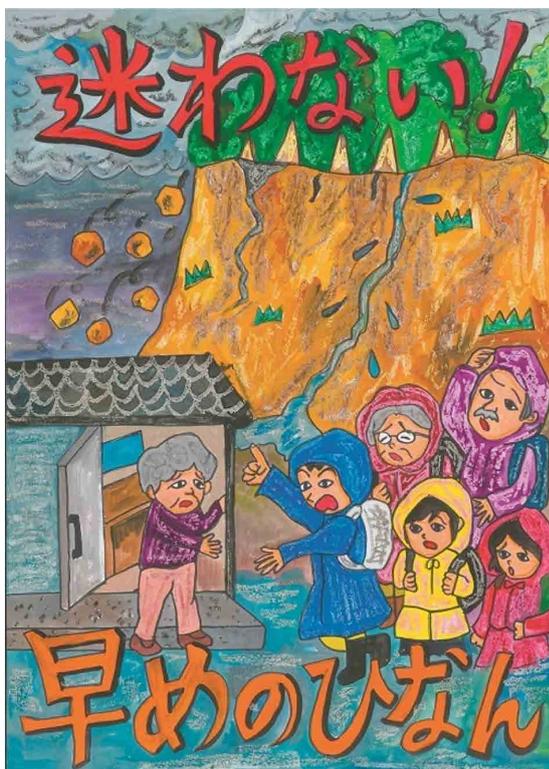
変更となる場合があります。

(2) 土砂災害防止功労者の表彰

土砂災害の防止について、顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人又は団体を表彰します。

(3) 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集、表彰

全国の小・中学生を対象に、土砂災害防止についての理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文の募集を行い、表彰します(図-2)。



(図-2) 令和2年度土砂災害防止に関する絵画・作文入賞作品(小学生の部・国土交通大臣賞)

(4) 土砂災害防止に関する広報活動の実施

- ① 都道府県、市区町村の掲示板の活用や広報誌等の各戸配布、回覧板、WEBサイト等への掲載など様々な手法を活用し、ハザードマップ又は基礎調査結果の公表や警戒避難の好事例の紹介等、土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に関する啓発等の広報活動を行います。
- ② 郵便局、道の駅、コンビニエンスストア等との連携による広報や「土砂災害110番」等の防災情報窓口の周知を実施します。
- ③ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施します(写真-2)。



(写真-2) 令和2年度土砂災害防止月間におけるラジオによる広報実施状況

(5) 土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の実施

ハザードマップや現地表示看板等を活用して、土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所及び避難場所・避難経路等について住民等に周知します(写真-3)。その際、近年の土砂災害の実態や土砂災害の前兆現象等についても併せて説明する等、住民等の土砂災害の危険性に対する理解を深めるよう留意します。

また、土砂災害の実態等を踏まえ、施設管理者、警察・消防等の関係機関と連携して点検活動を実施します。

防災部局等と連携して土砂災害に対する避難の安全性について確認を行うとともに、土砂災害から安全に避難できるよう必要に応じて見直しや、定められた避難所への避難が困難になった場合に備え、近隣のより安全な場所へ避難をする「次善の策」の検討を行います。



(写真-3) 土砂災害警戒区域の現地表示看板の例

(6) 令和3年度「土砂災害・全国防災訓練～避難の声かけ、安全の確認～」の実施

土砂災害発生時に関係機関で円滑に情報共有を図るための防災訓練を実施するよう促します。更に、地域で避難する共助の取り組み(家族や住民同士、要配慮者を含め支援が必要な方に対する避難の声かけ等)を構築するべく、防災体制強化のための啓発活動や訓練等を地域単位で実施し、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図ります。

(7) 住民、教育関係者、小・中学生等を対象とした講習会、現場見学会、出前講座等の開催

土砂災害の現状や土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識を普及するため、住民、教育関係者、小・中学生等を対象にハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会、現場見学会、出前講座等を開催します。砂防ボランティア等の各種団体や関係機関等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施します。また、これらの活動を通じて、防災リーダーを育成します。



(写真-4) 砂防施設を活用したインフラツーリズムの事例

(8) インフラツーリズムやSNSを活用した情報発信等
土砂災害を未然に防止するためのハード・ソフト両面の取り組みについて、防災講演会、インフラツーリズム、現地見学会及びSNS による情報発信等、幅広く広報します(写真-4)。

(9) 要配慮者の把握、説明会の開催等

在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設の避難体制整備に資するため、防災部局、福祉関係部局、教育関係部局等と連携し、あらかじめ在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設を把握します。また、要配慮者利用施設の施設管理者に対する説明会等を開催するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援、助言することにより、警戒避難体制の更なる充実・強化を図ります。

(10) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の実施

砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の定期巡視点検及び安全利用に資する点検を住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して実施します(写真-5)。併せて、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域についても住民への周知及び点検を実施します。



(写真-5) 令和2年度土砂災害防止月間における砂防設備点検実施状況

(11) 全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会の開催

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度の全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会は、受賞者による優秀(発表)論文等の発表状況を事前に録画撮影した映像を、公開期間を限定※したうえで聴講希望者に対してWeb(動画共有サイト)で配信する形式で開催します。

※土砂災害防止月間中(6月末日まで)を想定。

4. 終わりに

土砂災害の被害を低減するためには、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」、地域における「共助」が重要です。特に、地域住民の土砂災害に対する深い理解と危険性への認識を高めるため、これまで述べてきた各地の取り組みが効果的に実施できるよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

(参考)土砂災害防止月間(6月1日～6月30日)

<がけ崩れ防災週間(6月1日～6月7日)>

江の川流域治水推進室 開所式

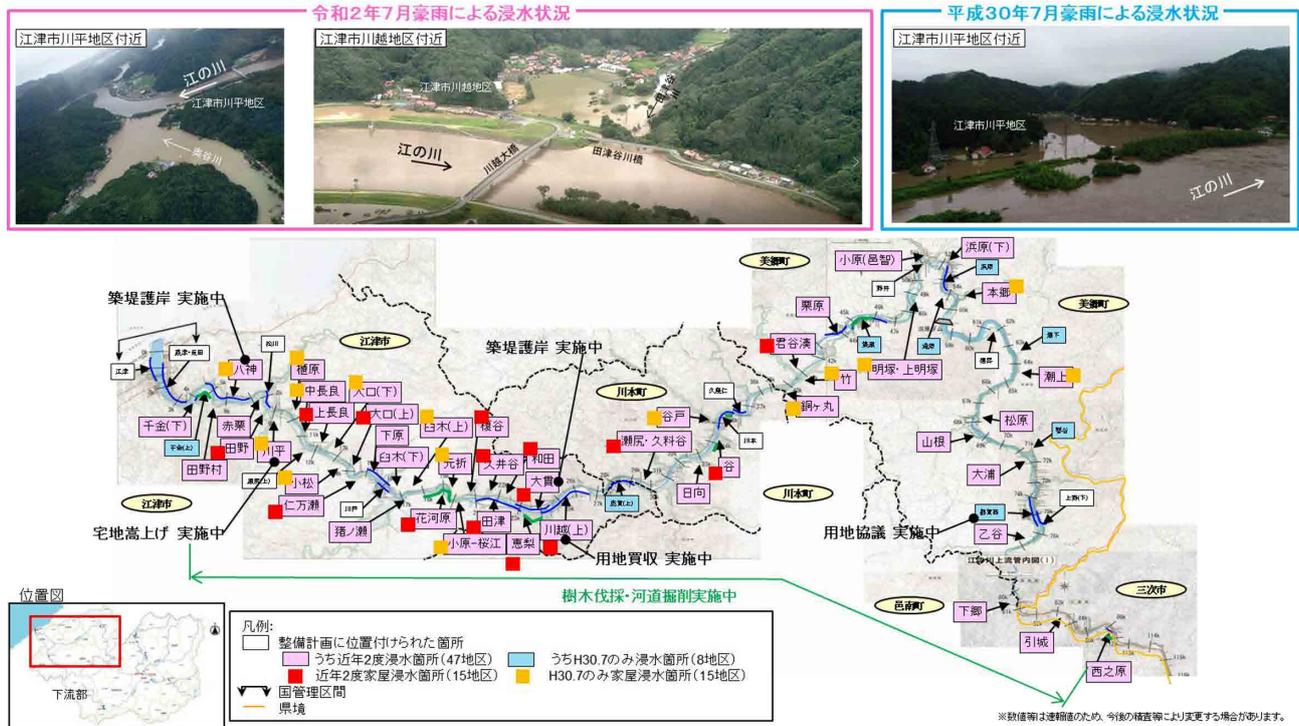
中国地方整備局河川部

1. 背景

「江の川流域治水推進室」は、江の川において平成30年7月豪雨および令和2年7月豪雨により、近年2度の広範囲にわたる浸水被害が発生したことを契機に、江の川流域の安全確保の加速化及び持続可能な地域形成のため、国土交通省中国地方整備局、島根県、広島県、江津市、川本町、美郷町、邑南町、三次市及び安芸高田市が連携し、設立した組織です。

江の川下流(島根県)の近年の浸水被害状況

江の川水系河川整備計画に位置付けられた65地区のうち47地区において、近年2度(H30.7、R2.7)の浸水被害が発生し、そのうち15地区では家屋浸水被害が発生。



江の川上流(広島県)の近年の浸水被害状況

江の川水系河川整備計画に位置付けられた19地区のうち6地区において、近年2度(H30.7、R2.7)の外水による浸水被害が発生。



2. 開所式

日時：令和3年4月24日 14時

場所：島根県江津市江津町672番4号

出席者：国土交通省 岩井茂樹 国土交通副大臣、小平卓 中国地方整備局長
藤巻浩之 治水課長、美濃部雄人 都市安全課長

島根県 丸山達也 島根県知事、山下修 江津市長、野坂一弥 川本町長、
嘉戸隆 美郷町長、石橋良治 邑南町長、

広島県 福岡誠志 三次市長、

国会議員 青木一彦 参議院議員、足立敏之 参議院議員



江の川流域治水推進室の開所に先立ち、各自自治体と覚書の手交
左：丸山島根県知事 右：小平中国地方整備局長

岩井国土交通副大臣挨拶

「安全・安心で持続可能な集落として存続していき
るよう、流域の関係者が一丸となり『流域治水』
を推進していく。」



3. おわりに

江の川の河川整備については、これまでは中国地方整備局が主体となり実施してきましたが、今後はまちづくりと連携していく必要性が高くなっております。これからは「江の川流域治水推進室」が中心となり、流域全体で地域の安全度の向上に取り組めます。



- | | | | | | | | |
|--------------------|------------------------|-----------------------|---------|---------------------|------------------------|----------------------|-------------|
| UR 中村室長
福岡 三次市長 | 青木 参議院議員
新家 三次市議会議長 | 石橋 邑南町長
岩井 国土交通副大臣 | 野坂 川本町長 | 嘉戸 美郷町長
丸山 島根県知事 | 足立 参議院議員
森脇 江津市議会議長 | 米村 安芸高田市長
山下 江津市長 | 小平 中国地方整備局長 |
|--------------------|------------------------|-----------------------|---------|---------------------|------------------------|----------------------|-------------|

看板序幕の様子

八代復興事務所 開所式

九州地方整備局河川部

1. 開所式概要

令和3年4月24日、八代復興事務所（熊本県八代市上日置町4478-1）の開所式を、地元関係者、国会議員、県議会議員、市町村議長、および主催者約60名の参加のもと、八代市桜十字ホールやつしろで執り行いました。

初めに、主催者である九州地方整備局長による挨拶があり、続いて蒲島熊本県知事、地元選出の金子衆議院議員、熊本県議会小早川議長、中村八代市長より祝辞を頂きました。



(写真-1) 看板除幕の様子



(写真-2) 八代復興事務所の新庁舎と看板掛け

2. 八代復興事務所設置の経緯と概要

令和2年7月豪雨では、球磨川本川の堤防が2箇所決壊するとともに、本川、支川で多数の土砂堆積や施設被災が発生しました。また、球磨川にかかる道路橋10橋が流失し、球磨川沿いの国道219号や県道等で土砂流入、道路損壊など甚大な被害が発生しました。

九州地方整備局では、被災地の復旧・復興を加速化するべく、令和2年9月1日に「八代復興出張

所」を設置し、災害復旧事業を推進して参りましたが、復旧・復興体制の更なる強化を図るため、令和3年4月1日に新組織『八代復興事務所』を設置しました。

新事務所では、職員を増員し、職員53名、6課体制のもと、被災地の復旧・復興の加速化を目標に以下の事業を進めることとしています。

- 球磨川を渡河していた橋梁10橋（鎌瀬橋、西瀬橋等）を含む球磨川沿いの兩岸道路約100km（国道219号、主要地方道人吉水俣線等）の災害復旧事業
- また、球磨川中流部（遥拝堰～小川合流点）及び中流部に注ぐ9支川（川内川、小川等）において、河川の土砂・流木の撤去、被災施設の復旧、河道掘削等の災害復旧事業

3. 事業の進捗状況と予定

河川事業の進捗状況として、権限代行により緊急復旧対策を実施中である9河川では、被災前の河道確保と被災施設の復旧について、令和3年度内完了を目指しているところです。このうち、堆積土砂や流木の撤去は、令和3年度出水期までに完了予定です。

また、国直轄管理区間では、再度災害防止のための河道掘削と護岸等被災施設の復旧を実施中です。このうち、令和3年度出水期までに八代河川国道事務所と協力し約70万m³の土砂を掘削予定としています。護岸等被災施設の復旧については、令和4年度内完了を目指しています。

4. さいごに

令和2年7月豪雨から約10か月が経ちました。九州地方整備局は、引き続き、早期復旧に向け、全力で業務に取り組んで参ります。